

衆議院内閣委員会ニュース

【第204回国会】令和3年2月1日（月）、第2回の委員会が開かれました。

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）
 - ・西村国務大臣、山本内閣府副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、佐藤経済産業大臣政務官、近藤内閣法制局長官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・松本剛明君外3名（自民、立民、公明、維新）提出の修正案について、提出者今井雅人君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・原案及び修正案に対し、柚木道義君（立民）、宮本徹君（共産）、足立康史君（維新）及び岸本周平君（国民）が討論を行いました。
 - ・修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成－自民、立民、公明、維新 反対－共産、国民）
 - ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立民、公明、維新 反対－共産、国民）
 - ・平将明君外3名（自民、立民、公明、国民）から提出された附帯決議案について、後藤祐一君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、公明、国民 反対－共産、維新）
- （参考人）独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 尾身茂君
（質疑者）富岡勉君（自民）、濱村進君（公明）、玄葉光一郎君（立民）、後藤祐一君（立民）、山井和則君（立民）、阿部知子君（立民）、塩川鉄也君（共産）、山尾志桜里君（国民）、長尾敬君（自民）、森田俊和君（立民）、足立康史君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

富岡勉君（自民）

- （1） 経ロイベルメクチンを用いた新型コロナウイルス感染症の治療
 - ア 現在行われている治験の状況についての認識
 - イ 自宅待機及びホテルにおける療養を行っている陽性者に経ロイベルメクチンを投与するべきであるとの訴えに対する対応状況
- （2） 大学病院及び国公立病院における感染症対策のためのゾーニングに係る対応状況
- （3） 0.1マイクロメートルの細かいウイルスを除去することができる大型実験施設の有無
- （4） 感染症への対応に当たるチームの体制
 - ア 指定感染症への対応のために派遣されるチームの有無及び名称
 - イ 初期段階から感染症対策の専門家や看護師等を派遣する体制を早急に整備する必要性
- （5） 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村等でのゾーニング、会場における除菌、消毒等及びクラスターが多数発生した場合の対応に関する現時点での対応策

濱村進君（公明）

- （1） 本法律案による新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の改正
 - ア 政令で定めるまん延防止等重点措置の公示の要件
 - イ 都道府県知事による営業時間の短縮等の命令に違反した事業者が過料を科されない場合の正当な理由の具体的内容
 - ウ 都道府県知事が事業者に対して休業要請をしても憲法第29条第3項による損失補償の対象となら

ないとの大臣答弁は維持されるかの確認

エ 特定物資の取用等が新型インフルエンザ等緊急事態措置に限定されている理由

オ 医療施設を開設するための所有者の同意を得ない土地等の使用が緊急事態措置でのみ可能とされている理由

- (2) 本法律案による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第16条の2の協力要請と同法第22条の3の総合調整により、それぞれどのような感染症対応が行えるかの確認

玄葉光一郎君（立民）

- (1) 本法律案による特措法の改正

ア まん延防止等重点措置の創設は初期対応の手段であることの確認

イ 都道府県知事がまん延防止等重点措置として要請できる内容が、営業時間の短縮及び特定の時間の特定の地域に対する外出自粛要請に限定されていることの確認

ウ 緊急事態宣言からまん延防止等重点措置に移行する可能性

エ まん延防止等重点措置の創設に伴い、都道府県によって事業者等への要請内容に差が生じることはなくなることの確認

オ 現行特措法第24条第9項によって都道府県知事が休業要請等を幅広く行ったことは事実上の私権制限であったとの批判に対する政府の見解

カ まん延防止等重点措置の公示の要件について、感染状況のステージ判断の指標を活用して分かりやすく示す必要性

- (2) 福島第一原子力発電所の事故に伴う県外避難者に対して新型コロナウイルスワクチンの接種が円滑に実施される必要性

後藤祐一君（立民）

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

ア 本年1月に発出された緊急事態宣言の効果、解除又は延長の可能性に関する尾身参考人の見解

イ アの尾身参考人の見解を踏まえた緊急事態宣言に係る政府の対応

- (2) 本法律案に対する附帯決議案の十三に明記されている「経営への影響の度合い等を勘案し」た必要な支援には、事業者の大幅な減収を補填することが含まれることの確認

- (3) 大規模な事業者にとって1日当たり6万円の協力金では不十分であることから支援額を増額する必要性

- (4) 追加の支援策が明確でない中で、まん延防止等重点措置の命令に違反した事業者に過料を科すことは不当であるとの指摘に対する政府の見解

- (5) まん延防止等重点措置の国会への速やかな報告は公示前に行うことが含まれるかの確認

- (6) 多数の都道府県に係るまん延防止等重点措置を公示する場合には、事前に国会に報告する必要性

- (7) 都道府県知事からの緊急事態宣言の発出要請を拒否する場合には、その理由を示す必要性

- (8) 過料と罰金の違い及び過料を科す場合に警察が捜査・取調べを行う可能性の有無

- (9) 特措法に基づき過料を科された事業者がその後も都道府県知事の命令に違反した場合、再度過料を科される可能性

- (10) まん延防止等重点措置には事業者に対する休業要請、イベントなどによる施設の使用停止、全面的な外出自粛要請が含まれないことの確認

山井和則君（立民）

- (1) 低所得の子育て家庭への給付金
 - ア 実現の確認
 - イ 一人親家庭や低所得の二人親家庭に対する給付金の支給要件についての厚生労働省の姿勢の確認
 - ウ 当事者との面会后、菅内閣総理大臣又は田村厚生労働大臣からの前向きな検討の指示の有無
- (2) 休業支援金の大企業の非正規雇用労働者への対象拡大
 - ア 実現の確認
 - イ 当事者との面会后、菅内閣総理大臣又は田村厚生労働大臣からの大企業への対象拡大の検討の指示の有無
 - ウ シフトの減少や休業を余儀なくされる非正規雇用労働者への休業補償の必要性
- (3) 緊急事態宣言下の地域における事業者に対する支援
 - ア 昼だけの営業を行う飲食店であっても売上げが5割以上減少した場合は一時金の対象となることの確認
 - イ 飲食店以外の業種であっても、売上げが5割以上減少した場合は一時金の対象となることの確認
 - ウ 売上げが5割以上減少した店で一時金の対象とならない事例の有無
 - エ 緊急事態宣言が延長される場合は一時金の対象となる要件を拡充することの検討の必要性

阿部知子君（立民）

- (1) 検疫法で外国からの感染者を防止し、感染症法で国内に感染者が生じた場合の拡大を防止し、特措法で経済的な面を含めた不足部分を支えるという3段階の過程を踏む考え方であることの確認
- (2) 検疫法の改正について、健康観察期間中の対象者への強制力の内容及び同期間中に入国者が人と接触することで感染を拡大させる事案の防止の可否
- (3) 和歌山県知事の感染症対策での実績や考え方についての西村国務大臣の受止め
- (4) 内閣府の通達にある新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関するチャート図は誤解を招くため訂正する必要性
- (5) 地方衛生研究所を感染症法上に位置付け、保健所、都道府県、国及び国立感染症研究所の間での情報の一体化を図る必要性
- (6) 緊急事態宣言の発出は、自宅療養者の数が著しく増加しはじめた時に行うべきだったとの意見に対する西村国務大臣の見解

塩川鉄也君（共産）

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策における事業者に対する補償
 - ア 特措法改正により罰則を導入するにも関わらず補償を規定しないことと過去の答弁との整合性
 - イ 特措法改正による罰則の導入は、国民に責任を転嫁し、国が行うべき補償を免れようとするものであるとの意見に対する政府の見解
 - ウ 営業規制に協力を得るための事業規模に応じた正当な補償を明記する法改正の必要性
- (2) まん延防止等重点措置の実施
 - ア 国会報告を義務付けない理由
 - イ 基本的対処方針を変更することを法定する必要性
 - ウ 都道府県知事が定める期間、区域及び業態の定め方
 - エ ウの業態の政令における書きぶり及びその記載内容が現行の緊急事態措置の政令に準ずるかの確認

山尾志桜里君（国民）

本法律案による特措法の改正

- ア 本法律案に附帯決議が付された場合、遵守するかの確認
- イ 附帯決議の法的拘束力の有無
- ウ 附帯決議において求められた国会報告を行わずにまん延防止等重点措置を実施した場合の違法性の有無
- エ 西村国務大臣の補償に関する答弁が将来の政府を法的に拘束するかの確認
- オ 罰則があっても受忍限度に変更がなければ補償は不要とする答弁の過去の政府見解との整合性
- カ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長回数制限の有無
- キ 政令改正によりまん延防止等重点措置として休業要請を行うことの法的可否
- ク 緊急事態宣言において可能であるがまん延防止等重点措置では政令を改正しても行えない措置の有無
- ケ 特措法第 45 条第 4 項の要請又は指示を「公表しなければならない」から「公表することができる」に改正する理由
- コ ケの公表に制裁目的が加わったかの確認
- サ 政令を改正してもまん延防止等重点措置により全面的外出自粛要請及び休業要請は行えない旨を改正法に明記する必要性
- シ 特措法第 31 条により都道府県知事が医療関係者に対し要請・指示を行う権限の有無
- ス 現時点で特措法第 31 条の求める緊急性はないとするのが厚生労働省の見解かの確認
- セ 病床が逼迫する中、特措法改正により入院勧告・入院措置を行う妥当性
- ソ 入院勧告を遵守する義務が生じる時点

長尾敬君（自民）

- (1) ビジネストラック等の水際措置の今後の対応
- (2) 本法律案による改正後の特措法第 63 条の 2 の支援規定は、努力義務ではなく義務規定であることの確認
- (3) 新型コロナウイルス感染症による差別や人権侵害
 - ア 本法律案は差別や人権侵害を念頭に置いているかの確認
 - イ 政府広報において、どのような行為が差別や人権侵害に当たるか具体的に明記する必要性

森田俊和君（立民）

- (1) 本法律案に対する附帯決議案
 - ア 七の「まん延防止等重点措置又は緊急事態措置に係る要請・命令の公表」についての政府の見解
 - イ 九の「不服申立てその他救済の権利を保障すること」に関し、不服申立てなどの救済をどの規定に基づいて行うかの確認
 - ウ 二十五及び二十六に関し、今後、新型コロナウイルス感染症のまん延が落ち着いた段階において、政府の対応の効果・影響を客観的、科学的に検証した結果を公表する必要性
- (2) 新型コロナウイルス感染症の罹患者を一部の病院等に集中させて院内感染のリスクを低減させる必要性
- (3) 地方自治体で行っている感染症対策の優良事例を他の自治体も共有する必要性
- (4) 感染症対応に当たる介護職等への慰労金や、感染対策に有効な物品の購入、改装等のための費用の支給を再度行うかの確認
- (5) 通所介護、在宅介護を行う際のクラスター対策を充実させる必要性
- (6) 飲食店の関連業種や運転代行業をはじめとする中小企業支援の今後の取組

足立康史君（維新）

- (1) 知事の申出等があれば緊急事態宣言期間の途中で地域的な宣言の解除を検討する必要性
- (2) 健康被害を回避する目的の規制・制約は、経済的自由に係る憲法論議の中で消極的目的制約に位置付けられることの確認
- (3) 経済的自由の規制に関するエビデンスが十分でない中で本法律案による改正後の規定を適用した場合、特別の犠牲に該当し、補償が必要となるのではないかの確認
- (4) 感染症対策等を万全に行った飲食店は、本法律案による改正後の規定による命令や過料の対象から除外するのが当然であるとの考えに対する西村国务大臣の見解
- (5) 本法律案による改正後の規定により飲食店等への営業規制等を行った場合において国家賠償訴訟の対象となる可能性